

## 改正教育基本法の可決に際しての会長所感

日本教育制度学会(桑原 敏明)

改正教育基本法が『官報』に掲載されて施行された二〇〇六年十二月二十二日、わが学会の『Newsletter No.14』が刊行された。私は、冒頭の会長挨拶で、次のように述べた。

「去る十二月十五日には、誠に残念ながら、教育基本法改正政府案が可決成立いたしました。個人的には、全国の教育学研究者に呼びかけて、教育の本義に即して慎重審議を国会に要請してまいりましたが、受け入れられず、誠に残念です。この改正の延長線上には、わが国の教育の混迷が予想され、教育制度の研究と教育が、ゆがんだ方向に向かうことが懸念されます。私たち教育制度研究者は、教育は近未来の人類の福利を担う子どもたちの「最善の利益」＝人間としての「生きる力」を最大限に発達させるといふ国際的・人類史的に承認された教育の本義の実現を目指して、あるべき教育制度の構築に貢献する決意を改めて確認する必要があると考えます。教育制度は、個人的営みではなく、社会的公共的営みです。その方向を間違ふとは是正することが困難であるだけでなく、その弊害は広く及びます。

教育基本法の改正によって予想される教育の混迷を避けるためには、国際的・人類史的に蓄積されてきた教育研究及びその成果を踏まえた教育改革の在り方を集約し、教育の本義に照らしてさらにその在り方を探求しなければなりません。私たちは、教育制度の専門研究者として、あるべき教育制度の研究成果を広めなければ

なりません。

この仕事こそ、本学会の『教育改革事典』刊行の事業です。」

今回の教育基本法の改正によって、我が国の教育制度は、本来そのために構想され、改革されるべき「子どもの最大限の発達」をぐっと遠景に追いやり、代わって、国家・社会や「我々国民」、特に、教育制度の運用については「政府」を前面に引っ張り出してきました。これは、一九〇〇年以前の時代への逆行であるのです。一九〇〇年前後に始まる新教育運動＝児童中心主義の教育理念の実現を目指して、絶対主義、国家主義、経済優先主義など総じて「おとな勝手主義」の圧力を少しずつはねのけて近景へ追い出してきた「子どもの最大限の発達」の理念を、再び遠景に蹴落す行為なのです。だから私たちは、我が国の「教育の混迷」を懸念するのです。混迷は、国家・社会や「政府」や「おとなの勝手」が子どもを視点を抑圧することによるだけではありません。歴史の進展を推進してきた力とこれを押し止める力との葛藤・対立が教育の現場を混乱させ、不信感や無気力・ことなかれ主義を惹起することが重なるからでもあるのです。後者のほうがいつそう陰湿で混乱を長期化させる厄介な問題です。

したがって、私たちは、人類の進む方向を見定め、その実現に向けて知恵を磨かなければなりません。

しかも、改正教育基本法の具体化はこれからであるので、私たちの知恵は具体的でなければなりません。子どもに接するすべての者が、今日の知恵として活用できるようにできるだけ早く示されなければなりません。

日本教育制度学会は、以上の認識のもとに、『教育改革事典』を刊行しようとしています。ご賛同いただける教育学研究者は、私たちのこの事業にぜひご参加ください。詳しくは、本学会ホームページにアクセスしてください。